

京都大学	博士 (法学)	氏名	横路 俊一
論文題目	民事調停の進行についての考察—当事者のニーズを踏まえた調停—		
(論文内容の要旨)			
第1 はじめに			
民事調停の進行については、近時、司法研究報告書として公表された『簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究』において、一定の事案類型における法的観点を踏まえた調停が進行方法として提示された。本稿は、このような考え方を否定するものではないが、法的観点を踏まえた調停はあくまで利用者のニーズの一つに過ぎないことを前提に、そもそもの当事者のニーズは何かということ調停手続の過程で拾い上げ、当事者のニーズに応じた進行を行うことについての考察を目的とする。			
第2 民事調停の進行のあり方についての再考察			
1 制度、実務及びそれらに対する評価			
民事調停については、法的観点を重視する運用についてこれまで議論が重ねられ、司法研究が一つの到達点を示したものといえる。他方で、法的観点を踏まえた調停にとどまらない民事調停制度の多様性や、手続過程の重視に関する議論が一定程度されてきたことも指摘することができ、民事調停の実務運用としては、法的観点を踏まえた調停に限られず、多様な進行方法があり得る。			
2 調停に関する学説の状況			
民事調停の基礎理論については、調停制度の位置づけ、存在意義、本質論、運営の型(評価型調停/促進型調停)、方式(別席/同席調停)等が論じられてきている。			
3 これまでの議論からみる民事調停理論・手続の進行の総論的検討			
民事調停制度は、幅広い活用方法が可能な手続であり、当事者のニーズも様々であって、当事者の意思を汲み入れて運用すべき選択的・多義的制度である。			
調停委員会の存在を全く無視した運用方法を検討することは困難であるが、当事者のニーズに応じて柔軟にかつ適切にその運用モデルを考えていくことで、当事者の満足は得られやすくなる。調停委員会としては、当事者がどのようなニーズを有しているかを汲み取った上で、進行方法について検討すべきであり、当事者との間で調停の進行についての手続合意をした上で、調停を進めていくべきである。もっとも、有限な司法資源から手続の職権進行的要素は完全には捨象できないし、後見的な立場からの情報提供が自己決定のためには必要な場合もある。このような手続合意が調わない場合には、調停委員会として適切と考える運営方法で進めていくのが現実的であり、妥当である。			
第3 手続合意の形成及び民事調停の進行における各場面のあり方			
1 民事調停における手続合意			
民事調停の進行に関しては、当事者間で成立した合意を調停委員会も適法かつ相当と考えた場合に手続合意が成立し、調停手続はそれに基づいて進行する。他方、合意が成立しない場合又は当事者間に成立した合意が不適法若しくは不相当な場合には、調停委員会が相当と考える調停運営を行うものとする。			
手続合意の形成過程及び内容は、当事者のニーズの聴取・把握、ニーズに合わせた調停進行の型・方式等についての提案及び当事者からの希望の聴取、進行方法の協議・決定である。調停進行の各場面につき、このような手続合意を試みる。			
2 事実の調査等・事実認定			
事実の調査等・事実認定のあり方に関しては、手続合意の形成において、当事者は、調停委員会から、それぞれの調停ニーズに合わせて適合する調停の型・方式等について提案を受ける。これに際して、それぞれの調停の型において一般的に取られている事情			

聴取の具体的方法等やその先にある事実の調査等・事実認定の目的（解決案策定／当事者間の事実の相互認識等）についても教示を受け、これらを当事者において勘案の上、調停の型・方式について選択し、希望を述べることになる。

また、当事者のニーズを踏まえて事実の調査等の程度や事実認定の精度についても協議する。行った事実の調査については、調停経過の確認において、その成果を確認し、それ以上の事実の調査等を行うべきか等を協議し、調停委員会及び双方当事者の間において、認識共有を図ることとなる。

3 解決案の策定・提示

解決案の策定・提示のあり方に関しては、手続冒頭の手続合意の形成過程または事実の調査後において、解決案の策定・提示のプロセスに移行することでよいかどうかの協議・手続合意を試みる。これを行う場合には、方法として、いわゆる調停委員会主導型、当事者主導型やこれらのハイブリッド型のほか、調停委員会と当事者との協働によることも考えられ、これらについても当事者のニーズを踏まえ、手続合意の形成過程を経てこれらを決することとなる。

4 調停の終了

調停の終了の場面においては、特に調停に代わる決定の検討が重要である。手続合意の形成過程において又は調停の進行に応じて、これを行うことへの意向聴取をすべきである。その上で、(a)当事者双方がこれを希望している場合、(b)当事者双方がこれに反対している場合、(c)調停に代わる決定を行うことにつき、当事者の一方が反対し、他方が賛成している場合のそれぞれについて、当事者のニーズや紛争解決の可能性等を踏まえて、これを行うかどうかを決することとなる。

第4 具体的事例における検討

上記第3の考察を踏まえ、①法的観点を踏まえた調停進行の採否及び内容、②事実の調査・事実認定、③解決案策定・提示、並びに④調停に代わる決定のそれぞれについてのモデルケースを提示し、具体的な進行の様態を例示した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、弁護士であり、民事調停官の経験をも有する著者が、民事調停手続の進行の在り方について、当事者のニーズに応じたものであるべきであるとの基本的な姿勢から考察したものである。調停手続の進行は運用に委ねられている部分が多く、裁判官又は民事調停官と調停委員から成る調停委員会の裁量の幅が広いのが現実である。そして、近時は、現職の裁判官による司法研究報告書『簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究』が、手続進行についての調停委員会の幅広い裁量を前提に、「法的観点を踏まえた調停」を強調することにより、実務をリードしようとしている。これに対して、本論文は、民事調停手続の進行は、それだけにとどまるべきではないとの明確な問題意識に基づき、当事者のニーズをより強く反映させるための手続進行の在り方を提示している。

本論文の特長として、民事調停手続の在り方を巡る我が国のこれまでの議論のほか、民事訴訟における手続上の合意や裁判官の裁量の規律に関する議論をも網羅的かつ丁寧に検討することにより、調停委員会が民事調停手続の進行に関して当事者のニーズを把握し、当事者と調停委員会とが手続上の合意をすることにより、当事者の期待に応える手続を実現することが可能な事案があることを、説得力をもって示したことが挙げられる。本論文では、考察の帰結として、4つの仮想事例の進行が具体的に描写されている。そこでは、事実の調査、解決案の提示、調停に代わる決定等の各場面の運用を中心に、当事者の意思と調停委員会の判断による場合分けも含めて、理論的に一貫した視点から実務的にもバランスの良い結論が示されている。このように、本論文は、実務家による理論的な考察の成果として優れたものであり、今後、研究者による調停手続の分析においても必ず参照されるべきものと評価できる。

もっとも、本論文の帰結は、対立当事者の手続上のニーズがうまくかみ合う事案には適合するものの、そのような事案が実際にどの程度存在するかには心許ないところもある。また、本論文は一定の法的効果を伴う規律の在り方を論ずるものではないので、その考え方が実務に活かされるかには定かでないところが残る。しかし、本論文は、民事調停の活性化が課題となっている昨今、重要な視点と在るべき運用を示すものとして弁護士、裁判官、調停委員からも注目されるはずであり、その提言は、実務に徐々に浸透していくとの期待を抱かせる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、令和2年8月17日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。